



自治の郷・平和の郷 を築くむらづくり

読谷村では、多様化する村民ニーズに対応するため、住民自治の原点に立ち、住民対話による、村民とともに歩むむらづくりを進めています。

庁内では毎週、庁議と部課長会を開催し、さらに月に2回行政事務連絡会議も開かれ、行政執行の円滑化を図っています。また、毎月広報よみたんを発行し、村ホームページや大型ディスプレイ、FMよみたん等で行政情報や地域の話題を提供しています。村長以下約240人余の職員が村民福祉の向上を目指し、潤いのあるむらづくりを推進しています。



読谷村役場



読谷村文化センター

行政に対する姿勢

村民の平和で幸せな暮らしを願い、読谷村が読谷村らしくあるために、これまでのむらづくりの基本としてきた理念である日本国憲法の「平和主義」「主権在民」「基本的人権の尊重」「地方自治の本旨」を遵守し村政の運営にあたります。

基本構想「読谷村ゆたさむらビジョン」(2018年6月)の
基本理念に基づき、「ゆたさある風水 優る肝心 咳き誇る文化
ど想い合ち」を掲げて取り組んでいます。



副村長
仲宗根盛和
読谷村長
石嶺傳實
教育長
知花 優



憲法第9条の碑



村民の声を反映させる議会

村議会は定員19名で構成される村政の重要な議決機関です。年4回の定例会(3、6、9、12月)を開くほか、必要に応じて臨時議会が開かれます。議会は予算案などの各種議案の審議のほか、村民からの請願・陳情などを専門的な立場から審議し、村政に具体的に反映させます。

これらの議会活動のほかに総務委員会、建設経済委員会、文教厚生委員会の3つの常任委員会が置かれ、さらに必要に応じて特別委員会を設けて独自の調査活動を行っています。現在の議員は、2018年9月に改選され、村政の選良として日夜奮闘しています。



読谷村議会基本条例前文(2009年制定)

読谷村議会は、二元代表制の下、村民の代表機関として、住民自治及び団体自治の原則に則り、民主主義の発展、村民福祉の向上及び平和社会の実現に向け、村長等の執行機関との持続的な緊張を保持し、独立・対等の立場において、政策決定並びに事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

このような使命を達成するために闊達な議論をとおして、論点・争点を広く村民に公開することにより、公正性と透明

性を確保し、この条例に定める議会としての独自の議会運営を実践することにより、村民の負託にこたえ、信頼されることを決意し、この条例を制定する。

この条例は、村民に身近な議会として、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、地方自治の本旨に基づく村民の負託に的確にこたえ、もって村民の福祉の向上及び豊かな村づくりの実現と、村政の発展に寄与することを目的とする。

村議会議員



伊波 篤 上地 榮 與那霸徳雄 仲眞朝雄 大城 行治 山内 政徳 上地 利枝子 営間 良史 津波古 菊江 城間 勇



山城 正輝 松田 昌邦 長濱 宗則 比嘉 幸雄 神谷 嘉栄 松田 正彦 伊佐 真武 城間 真弓 國吉 雅和